

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成24年 7月 10日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区吉祥院石原上川原町1-2		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都生活協同組合 理事長 二場 邦彦 電話 075 - 681 - 1100					
主たる業種	各種食品小売業						
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ又はウ	<input type="checkbox"/> エ	細分類番号 6 8 1 1		
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	基準年度をもとに、平成25年度のCO2排出量を93.15%にすることをめざします。この目標を省エネ機器設備の導入や再生可能エネルギーの活用、エネルギー消費効率の向上、マネジメント活動の推進などにより実現します。						
計画を推進するための体制	環境管理責任者の統括のもと環境管理委員会を設置し、温暖化防止自主行動計画(平成23年策定)と結合させて進捗管理を実施していきます。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,690.3 トン	5,327.9 トン	トン	トン	-6.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,572.8 トン	5,327.9 トン	トン	トン	-4.4 パーセント	
実績に対する自己評価		11年夏に震災後にとりくんだ自主的な節電のとりくみによる効果。11年10月より(株)ファイナルターゲットの「省エネチューニング」実施による省エネ効果によって削減が進んだ。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業系合計	事業活動に伴う排出の量 (供給高1億円)	13.42	12.61			-6.04 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		供給高は、店舗において特に競合店の影響もあり低下をしたことに加えて上記の省エネ・節電のとりくみにより原単位でも改善が進んだ。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		21.0 パーセント	30.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	(株)ファイナルターゲットの「省エネチューニング」実施によるコンプレッサの節電モード設定、冷媒配管の被覆、室外機洗浄、ショーケースの温度設定適正化等の対策を実施した。					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	職員駐車場の用地を別途借りている事業所において、公共交通機関で通勤可能な職員へ働きかけを行うと共に、駐車費用の負担についても適正化に向けて検討を行う。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	事業所の多くが、公共交通機関での通勤が不便な立地となっており、職員の理解をすすめるがらすすめる必要があるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ライトダウンキャンペーン(夏至・七夕)への参加。マイバック持参率94.3%。容器包装の店舗での回収。PETボトルキャップの全店での回収実施。京都モデルフォレスト運動に参加し亀岡市旭町三俣地区での森林保全を、職員・組合員によるボランティアで年間5回実施し、森林整備を実施。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。